

(申請者用)

令和 4 年 10 月 3 日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

※ 還付を受けようとする金額の計算方法
 納付された自動車重量税相当額 × 租税特別措置法施行令に基づく確定日の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日
 までの月数（一月未満切捨て）÷ 自動車検査証の有効期間の月数 = 20,800円 × 4月 ÷ 12月
 （参考） 納付された自動車重量税額 20,800円、自動車検査証の有効期間の月数 12ヶ月、
 確定日 令和4年10月3日、自動車検査証の有効期間の満了日 令和5年2月12日

《お知らせ》 後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等
ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、還付金請求権の時効等について、所轄国税局（沖縄国税事務所を含
みます。）の消費税課等から確認させていただく場合があります。

※ 所轄税務署・国税局は申請者の住所地等を管轄する税務署・国税局となります。

永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ

「久留米 199さ7381」の車両について、永久抹消登録／解体届出の手続きが完了した旨お知らせします。

《注意事項》

本書面は、登録関係を証明するものではありません。

登録関係の証明書が必要な方は、登録事項等証明書を取得してください。

なお、登録事項等証明書請求の際には、自動車登録番号と車台番号の記載が必要ですの
で、車台番号もお手元に控えておいてください。

令和 4 年 10 月 3 日

福岡運輸支局長